

軽微な増築等であっても建築確認申請が必要な場合があります！

確認申請の提出が不要となる場合

建築基準法では、防火・準防火地域以外の地域において建築物の増築等をする場合、増築等の床面積が10㎡以内であれば確認申請の提出が不要となります。（法第6条第2項）

増築等を行う前に下記フローチャートを確認をしてください

1. 増築しようと考えている敷地の「都市計画情報」を確認する

用途地域、防火・準防火地域 については、以下の窓口等で調べることができます。

- 都市局都市計画課 [計画調整担当] (神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階)
- 神戸市情報マップ (<https://www2.wagmap.jp/kobe/Portal>)



2. 「防火地域」または「準防火地域」に指定されているか？

はい ↓

増築等の床面積の広さに関わらず、確認申請の提出が「**必要**」ですので建築士等にご相談ください

↓ いいえ

3. 増築等の床面積は、10㎡以内か？

はい ↓

確認申請の提出は「**不要**」ですが、建築基準法に適合する必要がありますので、面積制限・使用する材料等についてご注意ください

↓ いいえ

確認申請の提出が「**必要**」ですので建築士等にご相談ください

※ ホームセンター等で販売されている物置を設置する場合も、建築確認申請が必要となる場合がありますのでご注意ください。